

# 大迫地区コミュニティ振興会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は大迫地区コミュニティ振興会と称し、事務所を大迫振興センター内に置く。

(目的)

第2条 この会は、地区住民間の相互信頼を育み、健康で明るい豊かなまちづくりを目途に、住民参加のもと振興計画をたて、その円滑な推進を図り、活力ある住みよい大迫地区をつくることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、下記の諸事業を行う。

- (1) 生活環境整備計画の立案及びその実施推進に関すること。
- (2) 青少年の健全育成、教育、子育て事業に関すること。
- (3) 地域福祉、ボランティア育成活動事業に関すること。
- (4) ゴミの減量、生活環境、自然環境に関すること。
- (5) 交通安全、防災、防犯等生活安全に関すること。
- (6) まちづくりや地域の生活道路整備などに関すること。
- (7) 地域の活性化を目的とした学習会の開催に関すること。
- (8) 大迫地区コミュニティ振興会だよりの発行
- (9) 花巻市大迫交流活性化センターの指定管理に関すること。
- (10) その他、この会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成員)

第4条 この会は大迫地区に居住する者及び第2条の目的に賛同する者で構成する。

(会議)

第5条 この会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 本会の会議は、総会、役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じて随時開催するものとする。
- 3 本会の代議員の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは臨時に総会を開催することができるものとする。

(総会)

第6条 この会の総会は、第8条で定める役員、自治公民館及び関係団体から選出された代議員で組織する。

- 2 総会は代議員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 3 総会の議長は出席者の中から選出する。
- 4 総会の案件を付議するものとする。
  - (1) 事業計画、予算並びに事業報告、決算に関する事項
  - (2) 規約の制定並びに改廃に関する事項
  - (3) 役員を選出に関する事項
  - (4) その他必要とする事項

(役員会)

第7条 この会の役員会は第8条で定める役員をもって組織し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項
  - (2) 事業全般に関する事項
  - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 2 この会の役員会は、必要に応じ各種団体、企業及び事業所の代表者の出席を求め意見を聴くことができる。
  - 3 この会の役員会に必要な応じて専門委員会を設置することができる。

(役員及び顧問)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 5名以内
  - (3) 幹事 25名以内
  - (4) 監事 4名
- 2 役員は、各行政区長、自治公民館の代表者及び第4条に規定する者のうち適任者がその任にあたる。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 役員は、代議員との兼任はできない。
  - 5 役員会の推薦により、顧問及び知識経験者を若干名置くことができる。
  - 6 役員には必要に応じ手当を支給することができる。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。
- (3) 幹事はこの会の業務を行う。
- (4) 役員会は、会長、副会長、幹事で構成し、この会から委任された業務について協議する。
- (5) 監事は、この会の会計及び業務の監査を行う。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第10条 必要に応じ事務局業務を行うため事務局長、事務局次長及び事務局員をおくことができ

る。事務局長、事務局次長及び事務局員は役員会の同意を得て、会長が任命する。

(部会の設置)

第11条 この会の活動を円滑に行うために、運営委員を選任し、役員とともに、4部門の部会を構成する。

- (1) 運営委員は、各行政区及び各種団体の推薦により、会長が委嘱する。
- (2) 部会は、総務、文教厚生、生活環境、体育の4部会とし、役員会より委任された事項について活動を行う。
- (3) 部会には、部会長1名、副部会長2名以内とし、書記1名、事務局員2名を置く。
- (4) 部会長、副部会長並びに書記は副会長及び幹事があたり任期は2年とする。欠員により就任した部会長、副部会長並びに書記の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 部会長は、所属部会を代表し、部会を統括する。
- (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (7) 書記及び事務局員は、部会の庶務を担当する。

(会計)

第12条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 市の交付金
  - (2) 市の指定管理委託料
  - (3) 会費
  - (4) その他の収入
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。
- 3 新たな会計年度が始まっても当該年度の予算が議決されていない場合は、議決されるまでの間、会長は、第6条第4項第1号の規定に関わらず、次の事務について執行できるものとする。
- (1) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の交付金前払い申請
  - (2) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の支出
  - (3) 議決されるまでの間の事務処理に必要なその他の事務

(委任)

第13条 この会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 この規約は、平成21年4月3日から施行する。
- 3 この規約は、平成22年4月9日から施行する。
- 4 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、平成24年4月1日から施行する。